

## 1. 論点

### (1)「障がい」の概念

障害者基本法等の「障害者」の定義において、「障害」の概念が明らかにされているが、解釈（「難病に起因する障がい」を含むなど）で補われている部分がある。

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害・高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的（又は断続的・周期的）に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの  
（障害者基本法第2条第1号・障害者差別解消法第2条第1号における定義）

※1 下線部分は、国会での質疑により明らかにされた解釈を補ったもの

※2 「高次脳機能障害」は、脳損傷に起因する認知障がい全般を指し、中にはいわゆる単症状としての失語・失行・失認のほか記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどが含まれる。

### (2)障がい当事者を指す用語

法律では、「障害者」を使用しているが、他の道府県では、「障がい（害）のある人」という用語を採用する事例もあり、障がい当事者を指す用語として、どちらを使用するかを整理する必要がある。

## 2. 論点に対する正副委員長案

### (1)「障がい」の概念

条例における「障がい」の概念は、法律の「障害者」の定義のものと同一とする（解釈で対応している部分の明示はしない）。

### (2)障がい当事者を指す用語

条例において障がい当事者を指す用語は、「障がい者」とする。

#### 【理由】

#### (1)「障がい」の概念

○解釈で対応している部分を明示すると、条文が分かりやすくなる反面で、条例の「障がい」が法律の「障害」よりも広い概念であるかのような誤解を生む可能性がある。

#### (2)障がい当事者を指す用語

- ①三重県の他の条例では、「障がい者」を使用しており、これと異なる用語を使用すると、相互の関係が不明確になる。
- ②法律の「障害者」の定義中に、「障害がある者」という要素が含まれており、「障がいのある人」との区別が非常に紛らわしい。
- ③「障害がある者」と「障がいのある人」との区別は県民にとって困難であり、啓発などの際に誤解を招きやすい。

# 条例案の検討に当たっての論点（「障がい者」の定義）

## 3. 他の道府県の条例における定義との関係

### (1) 条例で使用する用語

他の道府県の条例で使用されている用語については、次のとおり。

使用している用語	道府県
障がい(害)者	北海道（※）、山形県、栃木県、埼玉県、山梨県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、愛媛県、熊本県
障がい(害)のある人	岩手県、茨城県、千葉県、富山県、岐阜県、奈良県、香川県、徳島県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※ 北海道の条例では、「障がい児」も使用している。

### (2) 条例における定義

「障がい(害)者」・「障がい(害)のある人」について、各条例での取扱いを整理すると、次のとおりとなる。

定義の類型	道府県
①法律と同一	北海道、山形県、栃木県、千葉県、富山県、山梨県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、奈良県、徳島県、大分県、宮崎県、鹿児島県
②法律の定義に「難病に起因する障がい」を追加	静岡県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、沖縄県
③法律の定義に「難病に起因する障がい」と「断続的に」を規定	茨城県、長崎県
④法律の定義に、「高次脳機能障がい」と「難病に起因する障がい」を追加	埼玉県
⑤「障がい」について、法律をベースとしつつ、独自の規定方法を採用	岩手県

#### (参考)

法令における「障害者」という表現に関しては、「障害」をその人自身の個人的責任であって、その人の人格に付随するものであるとの印象を与えかねないとの意見が存在した（上記の指摘を行うものとして、植木淳『障害のある人の権利と法』（日本評論社・2011）5頁注（12）の文献〔日本弁護士連合会人権擁護委員会編『障害のある人の人権と差別禁止法』（明石書店・2002）5-6頁〕）。

◎ただし、引用文献は、平成23年の障害者基本法改正（「社会モデル」に対応するための改正）の前における指摘

現在では、障害者基本法の改正等により、「社会モデル」を踏まえた定義がされており、従来の指摘にあるようなイメージからは転換が図られていると言える。